



平成 28 年度 総務委員会行政視察報告書

平成 28 年 10 月 25 日（火） 山口県下関市
「住民自治によるまちづくり推進計画について」

平成 28 年 10 月 26 日（水） 福岡県筑紫野市
「外部評価事業について」

平成 28 年 10 月 27 日（木） 福岡県小郡市
「コンプライアンス条例について」

上記の視察項目について全委員の報告書を添付し報告とします。

総務委員会	委員長	近藤	千鶴
	副委員長	鵜飼	貞雄
	委員	郷右近	修
	委員	後藤	学
	委員	早川	直彦
	委員	杉浦	光男
	委員	月岡	修一

平成28年度総務委員会行政視察報告書

近藤 千鶴

- 視察日

平成28年10月25日～10月27日

- 委員

近藤 千鶴

鵜飼 貞夫

郷右近 修

後藤 学

早川 直彦

杉浦 光男

月岡 修一

- 視察先

山口県下関市

- 住民自治によるまちづくり推進計画について

福岡県筑紫野市

- 外部評価事業について

福岡県小郡市

- コンプライアンス条例について

10月25日(火) 下関市 住民自治によるまちづくり推進計画について

● 推進計画策定に至った経緯

- ・下関は、平成17年に4町にて合併。実情に応じたまちづくりに取り組むことができるように平成22年度から、総合支所長に契約権限を与える等の行政内分権の形ができた。
- ・「住民自治によるまちづくり」を推進するため、基本方針や具体的な施策、地区で取り組む基本的な仕組み等を示し、その必要性について理解するとともに、実行につなげていくため、平成27年1月に住民自治によるまちづくり推進計画を策定した。

● 予算措置等（補助金制度）

まちづくり協議会設置準備補助金（平均 15万円/地区）

まちづくり協議会運営補助金 （平均120万円/地区）

まちづくり協議会活動支援補助金（平均180万円/地区）

今後は、増額も含め制度の見直しを進めている

・ 感想

- ・下関市は合併し、市内の中に実情が様々ちがう為、まちづくりを推進するのに各地区分けた事は推進をすすめる上には効果的だと思いました。
- ・このまちづくりは、自発的・主体的な活動を行うものであるもので、高齢化率が高く役交代が円滑に進むか懸念されていたり、若い人や女性の意見が反映されにくいなど、課題があるようです。
- ・市からの人的支援は公費で行われ手厚いを思われますので各地区の役員の方と信頼関係を深くして進むことがまちづくりを考えると下関市のようにすると地域自治区との連をどうしていくか、人的支援の在り方など課題は多いと感じますがまちづくりの推進容はおおいに参考になりました。



10月26日(水) 筑紫野市 外部評価事業について

● 行政評価について

- ・平成18年度から本格実施され主な目的は職員の意識改革を促進し、コスト意識、業務管理意識を育てるためであり評価の視点は、目的妥当性・有効性・効率性にしている。

● 外部評価について

平成24年度「筑紫野市事務事業外部評価委員会」を設置

(1) 評価委員数と委員選出方法について

委員会は7人以内の委員をもって組織する。選考の方法は、応募市民から提出された小論文の審査(評価)を行う。

(2) 評価対象事業の選定について

評価対象事業総合計画の施策体系を基本として、数年間(4年間)かけて評価が1巡するようにバランスよく施策を分割し、その施策を構成する事務事業の中から評価対象事業を選定しています。

(3) 評価結果の公表について

外部評価委員会から答申を受けた後、今後の具体的な対応内容等をまとめた検討方針を作成しています。

(4) 評価後の事業改善事例について

評価後の改善状況については、評価の翌年度の既存事業見直しヒアリングの中で改善に向けた進捗状況の確認を行っています。

(5) 外部評価をはじめとした行政評価における課題について

職員の事務事業に対するコスト、効率性、成果向上への意識定着が進んでいます。
各事業の成果向上のみならず、総合計画の推進(目標達成)を意識した事務事業の推進のための効果的な方法を検討する必要があります。

・ 感想

- ・ 評価対象事業の選定は内部評価を実施した施策が2年後に外部評価に選定されているのは職員の事務事業に対するコスト・効率性、成果向上への意識が上がり効果があると思います。
- ・ 外部評価を受ける前に改善策を具体的に提案をされるようになったと伺い職員の意識改革は促進されていると感じました。

10月27日(木) 小郡市 コンプライアンス条例について

平成22年7月1日から施行されている

(1) 条例制定に至った経緯について

- ・職員倫理の遵守等、更に実効性の高い対応や防止策が求められている
- ・市長2期目の市政公約にコンプライアンス条例の制定が掲げられた。

(2) コンプライアンスに関する組織体制について

- ・庁内コンプライアンス会議
- ・コンプライアンス委員会

(3) 条例に基づき対応した案件について

- ・不当要求行為は、国土調査事業に関するクレーム等の案件がある。

(4) 今後の取り組みについて

- ・職員研修等を通じて、制度の周知徹底を図る。

感想

- ・小郡市は市長の公約と社会的風潮で、この条例を施行されたとのことでした。
- ・現在までにコンプライアンス委員会にかけるまでの案件はないそうですがコンプライアンス・ハンドブックを作成し、不当要求行為等への対応等を職員の皆さんが学んでクレーム対応されていることは、行政として不当な要求や外圧、暴力的行為に屈することなく、市民に信頼されることにつながるとともに職員の安心感にもつながり、とてもいいと感じました。
- ・コンプライアンスに基づく大前提として職員の倫理基準が大事です。今後の取り組みの中でも研修を行うとありましたが全職員の周知徹底を図ってほしいです。
- ・本市においても不当要求行為に対して、個人ではなく市で対応することは職員の安心につながるので今後コンプライアンスについて検討していくことは必要と思います。

図1-2-3

コンプライアンス・ハンドブック

(小郡市コンプライアンス条例の解説)

～市民に信頼される市政の実現のために～

小 郡 市
(小郡市 広報課)



総務委員会行政視察報告書

提出者 鵜飼 貞雄

視察期間：平成28年10月25日(火)～10月27日(木)

視察先：下関市役所・筑紫野市役所・小郡市役所

一日目 住民自治によるまちづくり推進計画について（下関市）

平成17年に、下関市と豊浦郡の菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町の1市4町が合併した際に、市域が広域になった事と、人口減少や少子高齢化が問題となっている4町の実情に合わせた対策として、総合支所長に契約権限を与える等の行政内分権を整えた後、本庁に地域支援化を設置。

今までの行政サービスでは対応できない事も多くなり、16地区の中学校区で分ける形で住民自治によるまちづくりを進める事となった。地区により活動の差は出ているようで、人口1,200人程の北区のような小さなまちでも、活発な活動をしている地区があり、まちの大きさに関係性はないようである。

補助金に関しても、交付金額は人口比ではないようで、事業の内容や実績に応じて判断され、多い所で400万円程、少ない所で200万円程のようです。人的支援もされて、4名の税理士を配置し会計上のサポートをしたり、再任用嘱託職員を1地区2名配置し、イベント等に直接参加しサポート体制をとっているようです。

まとめ

行政区面積の広い下関市では、画一的な市行政では対応できないようで、地区ごとのニーズに違いがあり、自由に使える補助金で対応をしている。高齢化率も高く人材の確保が要点であり、若い世代の参加を促す努力をしている。今後は小さな子供を短時間預かり、自由な時間を持てるようにするような事業も計画中のようです。

市民の意識調査では、低い結果となってしまったようで、意識の盛り上がりが求められているようです。

二日目 外部評価事業について（筑紫野市）

行政評価は都道府県及び特例市以上の市ではほぼ全て、その他の市区に於いても8割以上の団体で行われています。しかし外部評価に関しては行政評価を導入している団体の4割程度しか行われていません。

行政評価は形骸化していた頃があり、豊明市でもそのような時代があったようです。筑紫野市では対策として、評価表をコンパクトにまとめ、評価をメインに行えるようにし、業務に支障が出ないよう工夫した。

筑紫野市では、平成22年度から課長級職員7名で構成する「筑紫野市事務事業内部評価委員会」を設置し平成24年度から外部有識者で構成される「筑紫野市事務事業外部評価委員会」を設置した。外部からの評価を取り入れる事により、客観的な評価で事務事業の成果向上に努めました。

外部評価の公表に関しては、8月下旬から11月頃にまとめ、12月に外部評価委員会からの答申を受け、3月議会での委員会報告の後、方針をホームページへの掲載や、情報公開室へ資料設置し市民へ公表しています。

評価後の事業改善は、既存事業見直しヒアリングの中で、改善に向けた進捗状況の確認をしている。評価は「維持」「見直し」「見直し又は廃止」「廃止又は見直し」「廃止」の5段階にわかれ、平成24年度以降の評価で「廃止」とされた3事業中2事業が廃止、残り1事業は事業の抜本的見直しを進め、その他の評価を受けた事業も事業改善に向けた取り組みをされています。

まとめ

筑紫野市では外部評価を取り入れてから、コストや効率性、成果向上といった職員の意識定着が進んだようで、導入より10年を経過し一定の成果が出ているようです。

また、事業を見直す際の手法の検討などにも変化が現れ、簡単に解決できる課題は自主的に解決するようになったようです。

内部評価と外部評価にはやはり乖離があり、職員の意見が主な内部評価と外部評価間のすり合わせも必要である。外部評価で廃止とされた事業も関係団体との関連で簡単に廃止することはできず、外部評価の扱いに慎重にならないといけない事も出てくるでしょう。

三日目 コンプライアンス条例について（小郡市）

条例制定委に至った経緯は、現市長の市政公約にあった事と、職委員倫理の遵守や市民からの不当要求への対応が求められていたためであり、市民から信頼され、市民の利益を守るために、平成22年7月に宮城県石巻市等の条例を参考に制定されました。

コンプライアンスに関する組織体制は、副市長と6部長で構成され、不当要求や公益通報に関する情報共有と組織的に対応するための意識統一を主とする、庁内コンプライアンス会議。

外部有識者で構成され、不当要求や公益通報に関する事実関係を調査、内容の報告を行い、場合によっては行政処分の措置に対し意見を述べるコンプライアンス委員会からなる。

条例に基づき対応した事例として、不当要求行為は、国土調査事業に関するクレーム等があった。また、電話や来庁が頻繁にあり、役所の業務に支障がでたため、庁内コンプライアンス会議に報告された事例もあったようです。中には、暴言や庁内に長い時間居座り、業務に支障が出たため、庁内コンプライアンス会議やコンプライアンス委員会に諮り、警告、退去命令等発したにもかかわらず、未だ改善されなかったため、警察が介入した事例もあったようです。公益通報に関しては今のところ事例は無いようです。

まとめ

市民などからの不当要求への対応は、個人での対応となると長期にわたる事も多いようで、組織で対応する事により職員の安心感にも繋がるようです。同時に職員一人一人が倫理感を持つ事も大切であり、コンプライアンス条例制定後は意識改革も進んだようです。

今後は、不当要求の対応についての研修をはじめ、職員の倫理感を向上させる研修も計画されているようで、条例を効果的に運用される事を期待します。

本条例は近隣市町には波及していないようで、全国的にも大変めずらしい条例のようです。今後、豊明市でも制定するか議論を深めたいです。

2016年11月22日

総務委員会視察の報告

郷右近 修

1日目は山口県下関市に伺い、住民自治によるまちづくりについてお話を聞きました。11年前の5市町合併以降、人口減少と高齢化が大きく進むなかで各地域の課題に取り組むためまちづくり協議会が地域ごとに発足し、専門の職員と予算が配置されているとのことだった。山間部では鳥獣被害対策、市街地では空き家対策など地域ごとに要望は異なり、市のバックアップ以外にも役員中心の活動になりやすいという課題はあるが、子育て世代の市民が委員の公募に名乗り出るなど前進面があるという。幅広い立場の市民で運営できるところが豊明市にとっても参考になると考えました。一方、合併後も各地域の担当職員を設けないと住民福祉が保障できないという点はお金と権限を地域に割り振り行政サービスを地域にまかせることに限界があると感じました。

2日目は福岡県の筑紫野市で行政が行う事業の外部評価の取り組みについて教えていただいた。筑紫野市ではより効率的に成果をあげる為、平成22年から課長級職員7人で内部評価を始め、平成24年からは外部有識者4人と市民公募3人の7人で外部評価委員会を設置しているとのことだった。目的が効率化なので有識者は税理士や企業の製造部門で働いている方が務めており、率直な評価を出して事業の見直しや廃止を進めているようだった。これまでの実績では、もともとハローワークがなかったから始めた職業紹介事業をふるさとハローワークを開設できるようになったから廃止したり、暴力団の事務所がなくなったことを踏まえ暴力追放事業を見直したりと理解できるものが多いが、商工会が実施する健康診断事業への補助を「会員へのサービス」として廃止を検討する件は、生業以外に気を使う余裕があまりない小規模事業者の健康増進策の重要性を理解していないし、物産振興補助事業の拡販にふるさと納税返礼を活用させる件は、住んでいる自治体に納税するという基本を自治体自身が壊すもので、外部評価に民間事業所の委員を採用することの問題を感じました。

3日目は福岡県の小郡市に行き職員倫理の遵守について視察しました。近年、行政職員の不祥事事件が起きているなかで実効性の高い防止策が必要と市長が公約に掲げ、石巻市などを参考にして条例を作ったそうです。不当要求行為などの情報共有をする庁内の会議と、市の措置に対し意見を外部有識者委員会を運営するなかで、市民からの要請を職員個人が抱えたり、不当要求かを個人で判断しがちだったが、所管を横断して対応することができるようになり、特定の職員に負担がかかりにくくなったそうなので豊明市でも大いに参考になると考えます。

具体的な対応事例としては市が設置したフェンスによって車が駐車できなくなったから市の金で駐車場を確保しろという要求に応じない等、土地に関わる人が多いそうで、長期間・何度も来庁し暴言などがある市民には退庁をさせるなど具体的な措置もとっているとのことでした。職員倫理を高めることと職員個人

の負担軽減は大変重要です。小郡市の条件として市民1人あたりの職員数が少ないことが気になりますが、現地では聞くことが出来ませんでしたので今後研究し、議会活動へ活かしたいと思います。

総務委員会視察報告書

後 藤 学

山口県下関市 (H. 28. 10. 25 視察)

1. 市の概要

本州と九州の結節点に位置し陸・海交通の要衝。わが国で最初に市制施行した31市のひとつで、平成17年近隣4町と合併し、中核市に移行。人口271,271人、面積715.89km²。

水産・造船等の基幹産業が衰退し人口減少が著しく、若年層をはじめとする人口定着や観光客等の交流人口拡大に向けた施策を展開している。

歳出決算総額は1,233.32億円、財政力指数は0.54。

2. 視察テーマ「住民自治によるまちづくり推進計画」について

・下関市では、合併による市域の拡大に合わせ旧4町がそれぞれの実情に応じたまちづくりができるよう総合支所長に契約権限を与えるなど行政内分権の形を整えた。

・市全体では人口減少・高齢化が著しいため、元気の出るまちづくりができるようキーワードとして「住民自治によるまちづくり」を掲げた。

・平成25年には「下関市における地域内分権の推進方向」を策定し、懇談会、庁内連絡会議、まちづくり集会などを経て同26年「住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」を制定。

・また、同27年には推進計画を策定し住民自治によるまちづくりのきっかけづくりと継続的な活動の展開を期待して、基本方針、具体的施策、地域で取り組む基本的な仕組み等を示す推進計画を策定した。

・地域のまちづくり協議会は自治法に基づく地域自治区ではなく任意団体とし、地域が設立し役員等を選び自主的・主体的に活動するものである。

・市の支援としては、補助金交付(設立準備・運営・活動)、外部人材派遣(大学講師・税理士等)、サポート職員(再任用・市OB)配置等を行なっている。

・まちづくり協議会の活動としては、買い物難民対策、災害・防災図上訓練などが試みられている。市から参考メニューを示してはいないが、事例交流の場などは積極的に設けていきたい。

・自治連合会単位の共通活動、包括支援センターとの連携、若い世代による部会(教育・子供等)の活動などが進みつつある。財源確保に向けた収益事業の検討も積極的に進めている。

・制度が始まって間もないので、役員のリーダーシップ不足、計画性の欠如、既存団体とのしがらみ等々課題は多いが、自分たちがやっていくという住民の意識の変化が現れつつある。

3. 視察の所感

下関市が行政内分権に取り組んだ背景には、合併により拡大した新しい市域をどう旧市に融合させるか、また、人口減少による市勢の衰退をどう食い止めるかという切羽詰まった動機があったように思われる。前者はともかく、後者はとよあけでもまもなく現実の問題となることが確実で、まちづくりに住民の主体性を引き出す仕組みとして大いに参考になった。

福岡県筑紫野市（H.28.10.26 視察）

1.市の概要

福岡・久留米両市の結節点に位置し、交通の要衝として栄えてきた住宅都市で、福岡市のベッドタウン的性格が強い。人口 101,885 人、面積は 87.73 km²。

雇用創出をめざして企業誘致を促進するため、「企業立地促進条例」を制定して優遇措置を講ずる一方、市内全地域に 7 つのコミュニティ運営協議会を設立して市民主体のまちづくりを進める。歳出決算総額 321.61 億円、財政力指数は 0.74。

2.視察テーマ「外部評価事業」について

- ・筑紫野市では平成 18 年度から成果重視の事業実施、予算の効果的活用、職員の意識改革、市民への説明責任等を目的として行政評価を本格実施した。
- ・評価の視点は、目的妥当性（総計実現との関連）、有効性（やり方・手段）、効率性（期間短縮・経費軽減等）としている。
- ・総合計画に掲げる将来都市像を実現するため行う約 700 の事務事業を、行政評価と連動したマネジメントサイクルの中で実施している。
- ・この中に、平成 24 年度から外部有識者で構成される外部評価委員会を設置し、客観的な評価の推進による各種事務事業のさらなる成果向上に努めている。
- ・外部委員は、有識者として（社）日本能率協会、民間企業、福岡県の幹部や税理士のほか、公募による市民 3 名で構成されている。
- ・事業の評価は 4 年間で一巡するよう内部評価を行い、その 2 年後に 20 事業を外部評価対象事業として選定することを基本としている。
- ・評価結果は委員会から答申を受けた後、今後の具体的な対応内容等をまとめ、議会への報告を行うとともに H.P 掲載、情報公開室等で市民に公表している。
- ・外部評価を開始した平成 24 年度以降 4 事業が廃止され、5 事業の見直しが進んでいる。
- ・外部事業を含む行政評価によって職員のコスト、効率、成果への意識定着が進んでいるが、今後さらに事業成果向上の効果的な方法を検討していく。

3.視察の所感

豊明市でも行政評価は実施されていたが、今は休止状態である。それに代わるものとして、第 5 次総合計画とともにスタートするはずだったロジックモデルも、まだ具体化されていない。

また、市民による事業仕分けも2年間行われただけで終わってしまった。

事務事業の実態を、学識者や市民など外部の目で客観的かつ継続的に評価することは、行政の独りよがりをチェックするために不可欠と考える。これを公開で行っていけば緊張感が生まれ、市民の市政への関心も高まると思う。

福岡県小郡市（H. 28. 10. 27 視察）

1. 市の概要

県の中西部で南北に長い市域を持ち、福岡・久留米両市の至近距離に位置する住宅都市で、豊かな自然環境が残る。人口 59,004 人、面積は 45.51 km²。

福岡・久留米両市の通勤圏という地理的条件を生かして、宅地造成による人口増を図りつつ、干潟地区に工場団地を造成中で企業誘致にも力を入れている。歳出決算総額 183.97 億円、財政力指数は 0.63。

2. 視察テーマ「コンプライアンス条例」について

- ・全国的に不当要求行為の増加や行政職員の不祥事事件が報告される中で、市長2期目の市政公約にコンプライアンス条例が掲げられたことで制定に至った。
- ・組織体制としては、副市長、各部長で構成する庁内コンプライアンス会議を設け、不当要求行為等に関する情報共有や組織的対応への意識統一をしている。
- ・また、外部有識者（大学教授・弁護士・警察 OB）で構成するコンプライアンス委員会を置き、公益通報の通報先とする。
- ・この委員会は、不当要求・公益通報に関する調査・報告や、市が行う措置に対して意見を述べることを主な職務としている。
- ・これまでに条例に基づき対応した案件としては、国土調査業務に関するクレームなど数件あるが、公益通報の実績はない。

3. 視察の所感

市長が自ら行政のコンプライアンス（法令遵守）を公約とし、条例で職員の倫理原則を定め推進体制を整えたことは意義深いことと感じた。特に条例中に「職員は、公益通報の必要があると認めるときは・・・通報しなければならない。」とし、職員向けハンドブックの中では刑事訴訟法の犯罪告発義務をも紹介しており、その姿勢に感銘を受けた。

豊明市では長年にわたり契約規則違反が蔓延していたことが近年判明したが、公表もされず内々で処理されていたことが明らかになっている。

小郡市のように、コンプライアンスに関し第三者を介在させるとともに、違反行為の存在がわかれば市民への公表を義務付けるガラス張りの市政に改める必要性を感じた。

総務委員会

委員長 近藤 千鶴 殿

平成28年11月4日

早川 直彦

平成28年度 総務委員会 行政視察の報告について

見出しの件について報告いたします

平成28年10月25日（火）

山口県市下関市

住民自治によるまちづくり推進計画について

平成28年10月26日（水）

福岡県筑紫野市

外部評価事業について

平成28年10月27日（木）

福岡県小郡市

コンプライアンス条例について

1 山口県下関市 住民自治によるまちづくり推進計画について

① 推進計画に至った経緯

下関市は平成17年に4町が合併して市域が非常に大きくなり、また、人口減少や少子高齢化の影響を受けている。(平成17年人口30万人。現在27万人で高齢化率は33.4%)

この状況から、4町が実情に応じたまちづくりができるように、平成22年度からは総合支所長に契約権限を与えるなどの行政内分権の形を作った。

市全体を見ると、毎年約2千人の人口が減少し、高齢化率も43の中核市の中で一番高く、元気が出るまちづくりの必要性から、キーワードとして、「住民自治によるまちづくり」を掲げた。

「住民自治によるまちづくり」を推進するために、基本方針や具体的な施策、地区で取り組む基本的な仕組みなどを示し、市の支援施策や年次計画の見える化を行なうなど、最終的に平成27年1月に「住民自治によるまちづくり推進計画」を策定した。

② 運営委員会等人選について

まちづくり協議会という任意組織を地域自らが設立し、自主的・主体的な活動を行っている。また、役員などは地域が人選する。

※自治法202条の4(地域自治区の設置)の考え方とは異なる。

③ 予算措置の方法について

(補助金制度)	まちづくり協議会	設立準備補助金	(平均 15万円/地区)
	〃	運営補助金	(平均120万円/地区)
	〃	活動支援補助金	(平均180万円/地区)

※今後は増額を含め、制度の見直しを進めている。

(その他の支援)

外部人材派遣(大学からの講師など)、税理士派遣
サポート職員、1地区2名:再任用職員・委託職員(市のOB)

④ 買い物難民など、高齢者の対策について

買い物難民対策については取り組みを始めようとしている地区はあるが、課題が多く簡単に進まない状況である。

また、平成28年9月に、東部5地区まちづくり協議会では活動方針として、「認知症の方の見守り及び声かけ運動」を掲げており、認知症の人に対する地域住民の理解と協力を得るために、3回講演会を実施し、約210名の参加があった。

⑤ 災害・防災対策などについて

防災図上訓練（DIG）を実施した。DIGとは、地図を用い、地域で大きな災害が発生する事態を想定し、危険が予測される地域や事態を地図に書き込んでいく訓練である。

リスク・コミュニケーション手法の一つで、ハザードマップの役目を果たしている。避難経路や避難場所など、参加者の間で共有することができる。

⑥ 地域の特徴や課題について

特徴として、

- ① 連合会単位で課題解決に向けた共通の活動が行われている
- ② 包括支援センターとの連携ができつつある
- ③ 若い世代がいる部会（教育・子どもなど）は、機能しつつある
- ④ 収益事業の検討を積極的に進めている
- ⑤ イベントに止まらず、行政との懇談会の場を設けている

課題として、

- ① リーダーシップの不足により、部会が機能しにくい
- ② 旗振り役の支持者が少ない。役員だけで運営されている感がある
- ③ 高齢化率が高く、役員交代が円滑に進まない
- ④ 部会の活動が不透明で、計画性の薄い活動が多い
- ⑤ 既存団体の棚により円滑に進まない
- ⑥ 代議員に男性高齢者が多く、若い人や女性の意見が反映しにくい
- ⑦ 既存団体の活動が活発な分、まちづくり活動の意義が薄くなりやすい
- ⑧ 総合支所との連携が円滑でない
- ⑨ 地域サポート職員と地域の信頼関係に差がある
- ⑩ 新しい活動や付加価値を高める活動を積極的に行っている地区もあれば、既存活動に拘る地区もある

17地区のうち16地区でまちづくり協議会が設立し、本年度中に1か所が設立する。積極的な地区と、どのような活動をすればよいのか悩んでいる地区や、また、まちづくり協議会の必要性を疑問に思っている地域もある。

今後は、まちづくり計画（ビジョン）を策定し、地区の課題を共有し総意のもとで、活性化に向け充実した活動につなげていく必要がある。

高齢化の中で、人材発掘・人材確保が重要で、下関市にふさわしい人材確保について研究している。コミュニティ・スクールとの連携による人材発掘も重要な課題である。

各種団体の長が構成員となっている場合が多く、PTAや自治会長などの任期が影響し、継続的なマンパワー確保が難しい状況である。

感想

下関市では、まちづくり協議会が発足したばかりで、これから課題をどのように解決していくのかが注目される。まちづくり協議会の難しさは、各自治区で行っている行事や祭礼、ボランティアやNPOが行っている活動、市が実施している事業とまちづくり協議会が実施する活動がどうしても同じ様なものになってしまい、如何にまちづくり協議会を軸にした活動にできるかが成功の鍵とも言える。また、自治区の人口や面積など、まちづくり協議会の中で、平準化するためにも、自治区の再編ということも必要であると考えます。

また、まちづくり協議会を盛り上げてくれる人材確保も重要な要素である。少子高齢化で、若い世代は共働きが多く、また、多くの60代の高齢者が現役で働いている状況である。年代にかかわらず、活動に参加しやすい環境づくりをどうしたらよいのか、難しい課題である。

今後の下関市の活動や成果を見ることで、豊明市において、住民自治の施策をどのように進めていけば良いのかのヒントになると感じた。

2 福岡県筑紫野市 外部評価事業について

① 筑紫野市の行政評価について

平成18年度から行政評価を開始し、目的として以下の4つがある。

- ① 市の総合計画に基づく成果を重視した事業を実施するため
- ② 限られた予算を効率的、効果的に活用するため
- ③ 職員の意識改革を促進し、コスト意識、業務管理意識を育てるため
- ④ 市民への説明責任を果たすため

評価の視線として、以下の3つがある。

- ① 目的妥当性
(市が行うべき事業なのか、事業を行うことで総合計画の実現につながるかなどの視点)
- ② 有効性 (やり方・手段が適切かなどの視点)
- ③ 効率性 (期間の短縮や経費の軽減、受益者負担の見直しなどの視点)

行政評価の考えを取り入れた総合計画として、

総合計画に掲げられている将来都市像を実現するために、政策、施策、基本事業を設定し、基本事業を実現する手段として、各種事務事業を実施している。

各施策や基本事業、事務事業に成果指標と目標値を定め、その数値の推移により達成度が把握できるようにし、その結果により、それぞれの事業評価の改善を行うことができるように、行政評価と連動したプラン (計画 Plan・実施 Do・評価 See) のマネジメントサイクルが運用できる総合計画になっている。

② 筑紫野市における外部評価について

平成22年度から課長級職員7人で構成する「筑紫野市事務事業内部評価委員会」を設置し、平成24年度から「外部評価」として外部有識者などで構成する「筑紫野市事務事業外部評価委員会」を設置した。

委員は7人以内で、見識を有するものが4名と、公募の市民3名の合計7名を市長が委任している。公募の市民は、小論文の審査を行い、市政の関心度や地域社会への関心度など評価している。最終的に評価の高い男性1人、女性1人、男女問わず次点のもの1名を市民委員に選任している。

評価対象事業の選定については、28の施策を4年間かけて一巡するようにバランスよく分割し、その施策を構成する事務事業の中から、評価対象事業を選定している。

内部評価を実施した施策は、2年後に外部評価の対象になるように設定している。内部評価した事業（30～40事業）の中から20事業を外部評価対象事業として選定することを基本としている。

評価結果は、外部評価委員会から答申をうけた後、今後の具体的な対応方法をまとめ、検討方針を作成する。作成後、議会で委員会報告を実施し、市ホームページで公表している。

評価後の事業改善事例として、評価の翌年度の既存事業見直しヒヤリングの中で、改善に向けた進捗状況の確認を行っている。

「廃止」と評価された3事業のうち2事業を廃止、1事業が根本的な見直しを進めている。「廃止又は見直し」「見直し又は廃止」評価された10事業のうち2事業が廃止、4事業が適切な見直しをしている。「見直し」と評価されたものについても事業の改善に向けて取り組みを進めている。

外部評価委員会評価結果の概要

評 価	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	合 計
維 持	2	6	1	1	10
見直し	13	13	13	18	57
見直し又は廃止	2	0	2	0	4
廃止または見直し	3	0	2	1	6
廃 止	0	1	2	0	3
合 計	20	20	20	20	80

③ 外部評価をはじめとした行政評価の課題について

行政評価の導入から10年が経過し、毎年実施している各所管課による事務事業評価（一次評価）及び、事務事業ヒヤリング、内部評価、外部評価といった客観的な視点からの評価（二次評価）を継続したことにより、職員が事務事業に対するコスト、効率性、成果向上への意識の定着に結び付けている。

近年、二次評価における指摘事項の内容が、「廃止」や大幅な「見直し」から、事業の成果をより向上させるための手法や検討や工夫を促す内容に変化してきている。指摘事項を対応するための具体的な提案を行い、進捗状況のマネジメントを行うことが重要になってきている。

各事情の成果向上だけでなく、総合計画を意識した事務事業の推進のための効果的な方法を検討する必要がある。

感想

視察の説明を聞いて、外部評価の委員の中に、評価に精通しているコンサルタントが入っていることによる効果が大きいと感じた。内部の評価と外部の評価とでは、結果がかい離する場合もあるが、外部の目線で見た評価結果を真摯に受け止め、事業の廃止や見直しなどを実施している点は評価すべきである。

外部評価によって職員のコスト意識が高まり、ただ単に、事業を消化する考えから脱却していることが感じ取れた。また、補助団体における事業報告に対しても、外部評価を受ける対象となり、事業の成果や補助に見合うだけの成果が出ているかなどの確認もしっかり実施していると感じた。

ややともすると、職員の中だけで内部評価しても悪い結果は出ない傾向がある。また、長く続けていることによる、マンネリ化も心配される。外部評価に関しても、評価に精通した人材をそろえなければ、本当の外部評価にはならない。視察を通じ、改めて事業評価について考えることができた。

当市においても、確実に事業評価を実施しているのか、今後の推移を見守りたい。

3 福岡県小都市 コンプライアンス条例について

① 条例制定に至った経緯について

現在、全国的に不当要求行為の増加や行政職員による不祥事事件が報告されている中で、自治体として、対応や防止対策が求められる。また、2期目の市長の選挙公約（マニフェスト）の中にコンプライアンス条例制定が掲げられていたこともあり、条例を制定することになった。

② コンプライアンスに関する組織体制について

● 庁内コンプライアンス会議

副市長がトップとなり、各部長で構成する会議で、不当要求行為や公益通報に関する情報を共有し、それらに対応するため意識統一を主な業務としている。

●コンプライアンス委員会

外部有権者（大学教授・弁護士・警察OB）で構成する委員会で、公益通報の通報先となっている。また、不当要求行為や公益通報に関する事実調査を調査・報告を行い、市が行う措置に対し意見を述べるなどが主な業務である。

③ 条例に基づき対応した案件について

不当要求行為は、国土調査事業に関するクレームなどの案件がある。
公益通報制度は、対応の実例はない。

④ 議員への不当要求行為に関する対応について

コンプライアンス条例の「職員」は、一般職の職員、市長、副市長、教育長のことをいい、議員は含まれない。

議員への不当要求行為に関しては、小郡市政治倫理条例を制定している。

⑤ 今後の取り組みについて

職員研修などを通じて、制度の周知徹底を図る。

感 想

コンプライアンス条例を制定したことにより、不当要求に対応するためのマニュアルも作られており、成果として職員が不当要求に対し毅然と対応することができていると感じ取れた。

説明では、コンプライアンス委員会に報告した案件が3件あり、1件は現在も対応中とのことであるが、全庁で対応するシステム作りがあるからこそ、職員が安心して業務を遂行することが出来るとも言える。報告まではいかないが、職員がクレームに対し適切な対応をし、未然に防いでいると感じた。コンプライアンス条例を制定して対応方法をマニュアル化したことの意味は大きい。

また、職員における公益通報制度においても、1件もないとのことであるが、今後、職員研修など通じ、法令順守についての再確認や指導もすることの説明を受けた。当然、どの自治体も、法令順守のための指導をしているが、当市においても、法令順守に対する指導方法など確認したいと思う。

以 上

総務委員会行政視察報告書

平成28年11月18日

豊明市議会議長殿

杉浦 光男

下記のとおり総務委員会行政視察を実施しましたので報告します。

記

視察日 平成28年10月25日(火)～27日(木)

視察先及び視察項目

- 10月25日(火) 山口県下関市 住民自治によるまちづくり推進計画について
- 10月26日(水) 福岡県筑紫野市 外部評価事業について
- 10月27日(木) 福岡県小郡市 コンプライアンス条例について

1 下関市 住民自治によるまちづくり推進計画について

(1) 推進計画策定に至った経緯

下関市は、平成17年に合併して広域になった。面積は豊明市の約30倍である。合併した旧町(豊北、豊田、豊浦、菊川)は集落としてのまとまりをもっている、そこを拠点としたまちづくりに着眼した。

当市は毎年約2千人が減少し高齢化率も中核市43市のうち最も高い。この人口減少と高齢化という課題を解決するために住民自治推進計画達成のために平成26年9月議会で条例可決、平成27年1月条例施行を為した。

- ##### (2) 他の市町にも起こっている一般的な課題として少子高齢化、防災、子育て、教育、医療等があるが、市の面積が大きいので買い物難民など交通面の課題もある。総合支所長に市長の権限の一部を与える行政内分権の形が平成22年からできていたことも特徴的である。

- ##### (3) 課題解決に向けて、どんなことをすると、どんな効果があるか 概ね中学校区を範囲として、まちづくり協議会を立ち上げる。 市内17地区に分かれている内16の協議会が立ち上がる。 任意の団体である。

町づくり協議会のはたらきが住民自治の成否にかかわる。

まちづくりが始まったばかりなので今後為すべきことが多い。

- ##### (4) 地勢的、社会的な違いはあるが、豊明市が行っている地域一括交付金をもってするまちづくりの方が豊明市には良いと思われる。

2 筑紫野市 外部評価事業について

(1) 行政評価について

ほとんどの自治体で行政評価はしている。

評価の視点としては次が考えられる。

- ・ 目的妥当性
- ・ 有効性
- ・ 効率性

(2) 平成24年度より外部評価を導入する。

外部有識者等で構成される外部評価委員会を設置し客観的な評価の推進により事業の成果向上に努める。

(3) 評価委員 条例により7名以内

識見を有する者4人、市民3人

現在は8名応募した内から7名選出、月額5、500円

(4) 評価対象事業の選定

総合計画の施策体系を基本にして4年間かけて評価が一巡するように施策を分割して評価をおこなっている。また、内部評価した施策が2年後に外部評価の対象となるように設定している。

(5) 評価結果の公表

ホームページ掲載および情報公開室への資料設置によって市民へ評価結果を公表している。

外部評価委員会評価結果の概要

評 価	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	合 計
維 持	2	6	1	1	10
見直し	13	13	13	18	57
見直し又は廃止	2	0	2	0	4
廃止又は見直し	3	0	2	1	6
廃 止	0	1	2	0	3
合 計	20	20	20	20	80

(6) 視察の成果

豊明市としても外部評価を導入すべきである。内部評価にしろ外部評価にしろ見直し、廃止等の評価結果にもとづく施策の取り扱いに留意し市民幸せの行政をなすべきである。

3 小郡市 コンプライアンス条例について

(1) 小郡市のコンプライアンス条例とは

市の事務事業における不当な要求や暴力的行為に対して、公平かつ公正な職務の遂行を確保することにより、市民に信頼される市政運営の確保と市民の公共的な利益を保護することを目的として制定された条例である。

(2) コンプライアンスに関する組織体制

- ・ 庁内コンプライアンス会議

副市長、各部長で構成する会議で、不当要求行為や、公益通報に関する情報共有、それらに対応するための意識統一をする会議

- ・ コンプライアンス委員会

外部有識者（大学教授、弁護士、警察OB）で構成

(3) 条例3本の柱から成り立っている。

- ・ 職員の倫理原則
- ・ 不当要求行為等への対応
- ・ 公益通報制度

(4) 条例の構成

- ・ 目的、定義、職員の倫理原則、市民の協力、委員会の設置、庁内会議の設置、弁明の機会の付与、文書による警告、不当要求行為等に対する措置、公益通報の手続き、不利益取り扱いの禁止、等

(5) 視察の成果

○条例を中心に説明を受けたが、そのうちから気づいたことを数点上げる。一考を要する点だと思える。

- ・ 職員から臨時職員は除かれる。（2条）

- ・ コンプライアンス委員会は原則非公開（5条）

- ・ 庁内コンプライアンス会議は非公開（6条）

- ・ 公益通報の手続きで、通報の必要があると認めるときは委員会に通報する、となっており、任意規定の色彩が強い。

○小郡市のコンプライアンス条例のようなものがなくても、公僕としての強い倫理観をもって職務を遂行することが重要である。

平成28年度

豊明市議会 総務委員会

行政視察報告書

豊明市議会議員

月岡修一

10 月 25 日 下関市役所 14 時～16 時

住民自治によるまちづくり推進計画について

1・計画策定の趣旨

下関市は、平成 25 年 8 月「下関市における地域内分権の推進方向」を策定した。その中に掲げる「住民自治によるまちづくり」を推進するため、基本方針や具体的な施策、地区で取り組む基本的な仕組み等を示し、その必要性について理解するとともに、実行につなげていくための「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」を策定するものである。

○ 下関市住民自治によるまちづくり推進計画

住民自治によるまちづくりについて

まちづくり協議会運営補助金・活動補助金事務の手引き

リーフレット みんなでつくろう！元気なしものせき

リーフレット まちづくり協議会

～買い物等難民等、高齢者への対策について～

東部 5 地区まちづくり協議会の活動状況

・小月地区を対象とした講演会（自主防災の必要について）

平成 28 年度 6 月 25 日（土） 19 時～20 時 30 分

開催場所 小月公民館 3 階 講堂

出席者 64 名

講師 幸坂総合研究所 代表 幸坂 美彦 氏

・王喜・吉田地区 を対象とした講演会（認知症の人への理解）

開催日時 平成 28 年度 9 月 24 日（土） 14 時～15 時 30 分

開催場所 王喜公民館 3 階 講堂

出席者 76 名

・王司地区 を対象にした防災教室

平成 28 年度 10 月 1 日（土） 9 時～12 時 30 分

開催場所 王司公民館 1 階～3 階

出席者 150 名

～災害・防災対策等について～

防災に関する講演会及び AED 講習会（長府東部地区まちづくり協議会）

内日地区防災訓練（内日地区まちづくり協議会）

を設置し、客観的な評価の推進による各種事務事業のさらなる成果向上に努めている。

1・評価委員数と委員選任方法について

筑紫野市事務事業外部評価委員会設置条例第3条において「委員会は7人以内の委員をもって組織する。」となっている。

「識見を有する者」として4人 「市民」として3人、合計7人の委員を市長が委嘱する。市民3人については公募による応募者の中から選考を行っている。選考を適正に行うために、部長級職員7人で組織する「筑紫野市事務事業外部評価委員会市民選考委員会」を設置している。選考の方法は、応募市民から提出された小論文の審査（評価）を行うもので、あらかじめ定めた小論文のテーマに対して、市政への関心度、地域社会への関心度、市の政策との整合性等を評価する者であり、総得点が最も高い男性1名、女性1名、男女を問わず次点のもの1名を市民委員として選考する。

2・評価対象事業に選定について

評価年度		第五次総合計画 施策番号	施策名称
H28 内部	H30 外部	9	健康づくりの推進
		16	開かれた市政の推進
		18	学校教育の充実
		23	循環型・低炭素社会の構築
		24	生活環境の向上
		25	安全で安心な水道水の供給
		26	衛生的で快適な下水道の促進
H29 内部	H31 外部	1	計画行政と効率経営の推進
		3	適正な事務執行とサービス提供
		17	子育て支援の推進
		19	青少年の健全育成
		20	生涯学習・社会教育の推進
		21	歴史・文化の継承と振興
		22	スポーツ・レクリエーションの推進
H30 内部	H32 外部	4	地域に活力をもたらす産業・雇用の創出
		6	観光の振興
		7	防災・減災対策の推進
		8	防犯対策の推進
		11	障害者福祉の充実
		12	セーフティネットの推進
		15	地域福祉の推進
H31 内部	H33 外部	2	人材育成と組織の整備
		5	農林業の振興
		10	高齢者福祉の充実
		13	人権尊重のまちづくり
		14	地域コミュニティによるまちづくり
		27	交通環境の総合的な整備と充実
		28	市街地の形成

H28 内部

H30 外部

内部評価の2年後に
外部評価を実施

～街コン・縁結びについて～

縁結び温泉、恋の湯けむり大作戦（チラシ）（豊田地区まちづくり協議会）

みかん DE デート（チラシ）（豊浦地区まちづくり協議会）

～まちづくり協議会の広報紙～

豊田地区まちづくり協議会

中東地区まちづくり協議会 VO1, VO2

豊浦地区まちづくり協議会

第2章 基本方針

1・基本理念

地域のまちづくりを担うのは人であり、人と人、人と自然、人と歴史のつながりを大切にしつつ、新たなまちを共に作り上げていくことを基本理念に、多様性に富んだ下関市の個性を活かし、安全で安心な社会、持続可能な社会を実現します。そのために、情報の共有化や市政への市民の参加促進を図ることで、市民と地域と行政が互いの役割と立場を尊重した参加と協働によるまちづくりを目指します。

「感想」

基本理念に書かれている内容は下関市が真摯に取り組んでいる姿勢を表しているといっても過言ではないと思います。説明してくれた職員の本気度の気持ちも良く伝わってきました。市職員一丸になって本気で取り組まなくてはなし得ない「住民自治によるまちづくり」推進計画であると強く感じました。持続可能な社会を実現するためには、市民との情報共有とか、市民の市政への間接的な参加が望まれます。近未来の行政の在り方は、行政が執行する事業と、住民自治体が行う事業の線引きをすることであろうと考えていています。つまりは、「何でも市役所がやってくれる」、そのような時代は終焉を迎えるのではないかと考えています。「住民自治によるまちづくり」の体制を整えば、地域のことは地域で行う。それが大前提になりますので、地域の環境保全、通学路通の安全対策への取り組み。高齢者に対する思いやりの手を差し伸べる活動や、高齢者の健康維持に取り組む事業等、または幼児等の育児に関する事件、事故を未然に防ぐための「手助けおばさん組織の設立など」、市民目線で十分になし得る多種多様な事業と市役所が行うべき事業を明らかに、選別する時代が到来すると考えています。「住民自治によるまちづくり」の市民意識の定着と拡大は即ち市民の生きがいの構築と健康維持にも大きな期待が持てる事業であると考えていますので大きな期待を込めて下関市の進展を見守りたいと思います。

10月26日 筑紫野市 外部評価事業について

筑紫野市における外部評価について 10時～11時30分

平成22年度から課長級職員7人で構成される「筑紫野市事務事業内部評価委員会」を設置し、平成24年度から「外部評価」として外部有識者等で構成される「筑紫野市事務外部評価委員会」

3・評価結果の公表について

- ・ホームページで結果の公表を実施している。

4・評価後の事業改善事例について

・評価後の改善状況については、評価の翌年度の既存事業見直しヒアリングの中で改善に向けた進捗状況の確認を行っている。

外部評価を開始した平成24年度以降の評価結果において「廃止」と評価された3事業のうち2事業が廃止、1事業が事業の抜本的見直しを進めており、「廃止または見直し」、「見直し又は廃止」と評価された10事業のうち2事業が廃止、4事業において適切な見直しが進んでいる。

外部評価委員会評価結果の概要について

評 価	H24	H25	H26	H27	合 計
維 持	2	6	1	1	10
見直し	13	13	13	18	57
見直し又は廃止	2	0	2	0	4
廃止又は見直し	3	0	2	1	6
廃 止	0	1	2	0	3
合 計	20	20	20	20	80

5・外部評価をはじめとした行政評価における筑紫野市の課題について

行政評価の本格導入から10年が経過し、毎年実施している所管課による事務事業評価（一次評価）および事務事業ヒアリング、内部評価、外部評価といった客観的な視点からの評価（二次評価）を継承したことによって、職員の事務事業に対するコスト、効率性、成果向上へ意識定着が進んでいる。

「感想」

筑紫野市が実施している外部事業評価事業は大いに参考になる内容でした。私は個人的には外部評価事業を実施することに否定はしません。市民の意見や感性が市役所の事業に大いに反映され、無駄をなくす方向を見出すことは大切なことであります。さらには仕事に取り組む職員の意識も知識も向上すると考えられます。しかし、他方では事業評価を受けるために職員が資料の作成準備や事業内容を説明するために要する時間は本業を圧迫するような仕事量につながるのではないかと懸念があります。有識者や市民の代表の方に行政の事業の内容を評価していただくことは必須であると考えますが、どこの自治体も市職員の負担の大きな部分は行政としては「負」の部分でもあると考えなくてははいけません。将来的には筑紫野市のように「評価委員として選任された7人の選考委員会に任せする」ことも懸命なやり方ではありますが、もしも、豊明市が外部評価事業を実地すると時は、もう少し知恵を絞り、市民参加を増やした市民参加型の「外部事業評価事業」の実施が望まれます。そして、日頃から行財政監査の在り方や、行政監視の在り方を、どうしたら実施できるか検討すべき時期に来ていると感じています。市職員の仕事を批判、評価する前に、従来からの仕事への取りみを斬新な取り組み方へと誘導するプロセスも求められます。さらには労働時間の選択制や臨職制度を廃止にして、全ての職員を正規職にすべきではないかと考えています。それが外部評価事業の在り方を見直すきっかけになるかも知れません。

10月27日 小郡市 コンプライアンス条例について

(10時～11時30分)

1. 条例制定に至った経緯について

- 職員倫理の遵守等、さらに実効性の高い対応や防止策が求められている。
- 市長2期目の市政公約にコンプライアンス条例の制定が掲げられた。

2. コンプライアンスに関する組織体制について

- 庁舎内コンプライアンス会議
副市長、各部長で構成する会議で、不当要求行為や公益通報に関する情報共有、それらに対して組織的に対応するための意識統一等を主な職務とする
- コンプライアンス委員会
外部有識者（現在は、大学教授、弁護士、警察OB）で構成する委員会で、公益通報の通報先となる。また、不当要求行為や公益通報に関する事実関係を調査し、報告を行うこと、市が行う措置に対して意見を述べることを主な職務とする。

3. 条例に基づき対応した案件について

- 不当要求行為は、国土調査事業に関するクレーム等の案件がある。
- 公益通報制度は、対応の実績はない。

4. 議員への不当要求行為に対する対応について

- 小郡市コンプライアンス条例の「職員」は、一般の職員、市長、副市長、教育長のことをいい、議員は含まれない。
- 小郡市政治倫理条例を制定している。

5. 今後の取り組みについて

- 職員研修等を通じて、制度の周知徹底を図る。

「感想」

コンプライアンス・ハンドブック（小郡市コンプライアンス条例の解説）

～市民に信頼される市政運営のために～

職員に語りかけるような小郡市長のメッセージは政治家としての信念に基づいた内容であると感じました。説明してくれた職員の資質も高いと感じるものがありました。何よりも条例の解説が分かりやすいです。市長は職員一人一人の感性が高まり、公僕としての倫理観が身につけば、おのずから、仕事に取り組む姿勢は向上すると判断しての条例制定への選挙時の公約ではなかったかと、密かに判断をしています。素晴らしい条例内容です。今後の参考にしたいと考えています。